

クマに注意!



市内の山林には、クマが生息しています。これから季節はクマが活発に行動を始めるため、溪流釣りや登山等で山に入る際には十分注意してください。なお、市ではHP等で出没情報をお知らせしますが、近年、住宅地付近でもクマの出没が増えています。市民の皆さんも次のことに注意してください。

- 山に入る場合は、事前にクマの出没情報入手し、危険な場所には近づかないようにする。鈴や笛、ラジオ等の音を鳴らし、自分たちの存在を気付かせる。
- 住宅地付近にクマが来ないようにするため、残飯、生ごみ、缶ジュース等のごみは適切に処理し、家の外側にクマの食べ物となるものを置かない。
- ※クマに遭遇した場合等の詳しい対応方法は、埼玉県みどり自然課のHPでご確認ください。
- （埼玉県 クマに注意」で検索！）
- また、市内でクマを目撃したら、生活衛生課までご連絡ください。

問 生活衛生課 ☎25-5202



「ちちぶ芸術祭」参加イベント

募集!

市では、ちちぶ芸術祭実行委員会を組織し、市民の皆さんとともに「芸術文化のまちづくり」を行っています。

今年も市民の皆さんの芸術文化活動を「ちちぶ芸術祭」参加イベントとして広く募集し、パンフレットやホームページ、市報等で広く発信します。

●参加できるイベント

秩父郡市内で開催する市民参加による音楽・演劇・絵画・書・写真などのさまざまな芸術文化のイベント

申 イベントの日程、内容等の概要に写真を添えて提出してください。（写真・様式は任意）

問 ちちぶ芸術祭実行委員会事務局（生涯学習課）
☎23-2294

野外焼却（野焼き）は

法律で禁止

されています!



野外焼却（野焼き）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や埼玉県生活環境保全条例および秩父市環境保全条例により、一部の例外を除いて原則禁止されています。

苦情が絶えません!

市には、野外焼却（野焼き）による苦情が多く寄せられています。ドラム缶・ブロック囲い・家庭用簡易焼却炉で燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることは不法焼却に該当します。ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響や、火災が心配されています。

罰則

野外焼却（野焼き）禁止に違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条により、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、または両方が科せられます。

野外焼却（野焼き）禁止例外の一部

①農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

②たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの

③風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却

注意!

野外焼却（野焼き）禁止の例外規定とされた行為であっても、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼすものについては、指導を行いますので注意してください。

●家庭用簡易焼却炉の無料回収



対象 ブロック積簡易焼却炉、金属製簡易焼却炉

回収条件 所有者が焼却炉を分解し、2トン車が進入できる場所まで搬出すること（申込者には、回収日程等をお知らせします。）

問 生活衛生課 ☎25-5202

吉田・大滝・荒川総合支所地域振興課

吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861

荒川 ☎54-2114